事　務　連　絡
令和５年２月１日

関係団体　御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録等を円滑に行うためのダイレクトメール発送に関する会員への周知について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

先般、「「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイト仮ＩＤ・アカウントの再発行に関する会員への周知について（協力依頼）」（令和４年８月５日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、医療機関等向けポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの発送を行ったところです。

「医療機関等向けポータルサイト」（以下、ポータルサイトという。）では、オンライン資格確認や電子処方箋等に関する情報発信、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きの受付を行っております。

本年４月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されるところ、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることが、昨年12月23日中央社会保健医療協議会において答申されました。これを受けて、本年１月17日に改正省令が公布され、経過措置対象となる保険医療機関・薬局は、本年３月31日までに、原則としてポータルサイトから事前届出を行っていただくこととしております。そのため、猶予届出書の提出には、ポータルサイトのアカウント登録が必要となります。

このことから、下記のとおり、

・　ポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの再発送（別添１参照）と、
・　ポータルサイトのアカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等に対してダイレクトメールの発送（別添２参照）

を行うこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、送付されたダイレクトメールをご確認いただき、ポータルサイトにアカウント登録等を行うことについてご案内いただきたく、お願い申し上げます。

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの早期導入に向けて、引き続きご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１　昨年８月にダイレクトメールを発送した医療機関等のうち未だアカウント登録していない医療機関等への再発送

ポータルサイト（https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/）のアカウント登録を円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを再発送します（令和５年２月３日付を予定）。

社会保険診療報酬支払基金本部にて仮ＩＤ及びパスワードを発行しており、アカウントを登録する際には医療機関等の名称や開設者氏名等の必要な情報が自動表示されるようにしており、入力作業を簡素化しておりますので、ご活用下さい。

２　アカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等へのダイレクトメールの発送

新設医療機関等のポータルサイト（https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/）へのアカウント登録や、過去に旧医療機関コード等でポータルサイトのアカウント登録をしている医療機関等が承継手続きを円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを発送します（令和５年２月３日付を予定）。

別添１

医療機関等の住所、名称等

令和５年２月３日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認
医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録のご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入を原則義務化とすることについては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されており、令和５年４月１日より施行されます。医療機関等向けポータルサイトでは、オンライン資格確認等システムやオンライン資格確認等システムの基盤を活用した電子処方箋等に関する情報発信や、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きを行うことができますので、**アカウント登録をお願いいたします。**

また、令和５年４月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和５年１月 17 日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、**令和４年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は届出を行うことにより、一定期間、導入の義務が猶予される経過措置が設けられることとなりました。**経過措置の届出については、医療機関等向けポータルサイトから行うことができますので、経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は、**遅くとも令和５年３月 31 日までにあらかじめアカウント登録を行った上で「医療機関等向けポータルサイト」から事前届出を行ってください。**経過措置等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトに掲載しております。

「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録をお願いいたします。

下記の**仮メールアドレス･パスワード**でログインし､アカウント登録をお願いします｡(登録方法は裏面参照)

なお、皆様の登録作業簡素化のため、支払基金で把握している内容（開設者名等）は登録済です。

＜（医療機関名）における仮メールアドレス・パスワード＞

仮メールアドレス	4XXXXXXX@01
仮パスワード	pa4XXXXXX0

※ 仮メールアドレス･パスワードは貴医療機関･薬局がログインするために支払基金が発行したものです。
アカウント登録の際に、貴医療機関･薬局のメールアドレス、任意のパスワードに変更してください。

※ 当文書については令和５年１月１５日時点においてアカウント登録を行っていない医療機関･薬局の皆様に送付しております。既にアカウント登録を了している医療機関･薬局の皆様は改めてのアカウント登録は不要ですのでご容赦願います。

※ 当文書については、オンライン資格確認の原則義務化対象外となっている医療機関･薬局の皆様にも送付しております。今後、オンライン資格確認等システムの基盤を利用したサービス等の情報も随時、医療機関等向けポータルサイトでご案内しますので、ぜひご登録ください。

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法

こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます

①検索サイト等で「医療機関ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部の右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。

③表面記載の仮メールアドレス・仮パスワードを、それぞれ「メールアドレス・パスワード欄」に入力し、「ログイン」をクリックしてください。

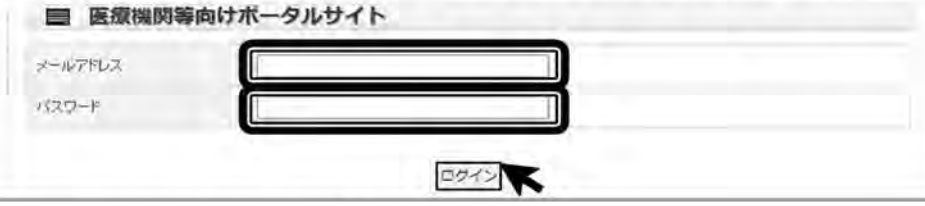

④ログイン後、「アカウント情報編集」をクリックしてください。

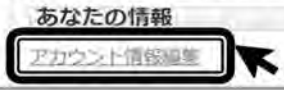

⑤現在登録されている貴医療機関・薬局の情報について、次のとおり変更・確認をして、「確認画面に進む」をクリックしてください。

登録内容をご確認いただき、変更が必要な項目があれば変更してください。なお、「都道府県名」欄、「点数表コード」欄、「医療機関等コード」欄は変更できません。

「担当者名」欄は支払基金と表示されていますので、貴医療機関・薬局におけるご担当者名に変更してください。

「メールアドレス」欄は表面の仮メールアドレスが表示されていますので、貴医療機関・薬局のメールアドレスに変更してください。

※メールアドレスを変更いただくことで、今後、オンライン資格確認に関する必要な情報をご登録いただいたメールアドレスに送信いたします。

「パスワード」欄は空白になっていますので、貴医療機関・薬局が任意に設定するパスワードを入力してください。

⑥変更内容が反映されているかご確認いただき、「上記の内容に同意して確定する」をクリックしてください。以上で完了です。

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

☎：0800-0804583（通話無料）月曜日～金曜日8：00～18：00　土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

別添２

医療機関等の住所、名称等

令和５年２月３日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録または承継手続きのご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入を原則義務化とすることについては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されており、令和５年４月１日より施行されます。医療機関等向けポータルサイトでは、オンライン資格確認等システムやオンライン資格確認等システムの基盤を活用した電子処方箋等に関する情報発信や、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きを行うことができますので、下図のとおり、**アカウント登録または承継手続きをお願いいたします。**

また、令和５年４月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和５年１月 17 日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、**令和４年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は届出を行うことにより、一定期間、導入の義務が猶予される経過措置が設けられることとなりました。**経過措置の届出については、医療機関等向けポータルサイトから行うことができますので、経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は、**遅くとも令和５年３月 31 日までにあらかじめアカウント登録または承継手続きを行った上で「医療機関等向けポータルサイト」から事前届出を行ってください。**経過措置等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトに掲載しております。

これまで、医療機関等向けポータルサイトアカウント登録をしていない医療機関・薬局	「医療機関等向けポータルサイト」の**アカウント登録**をお願いいたします。 ▶裏面の「アカウント登録方法」をご確認ください。
過去に旧医療機関コード等で医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録をしていた医療機関・薬局	「医療機関等向けポータルサイト」の**承継手続き**をお願いいたします。 ▶裏面の「承継手続き方法」をご確認ください。

※　当文書については令和５年１月１５日時点においてアカウント登録又は承継手続きを行っていない医療機関・薬局の皆様に送付しております。既にアカウント登録または承継手続きを了している医療機関・薬局の皆様は改めてのアカウント登録または承継手続きは不要ですのでご容赦願います。

※　承継手続きとは、医療機関等コードの変更を伴う、個人診療所を医療法人化する場合(開設者の変更)、親から子など、実質的な診療体制等を継続する場合、保険医療機関等の住所を移転する場合、フランチャイズ契約先の変更後も、実質的な調剤体制を継続する場合等において、オンライン資格確認に関するすべての権利・義務を承継するための手続きです。

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。
☎：0800-0804583（通話無料）月曜日～金曜日8：00～18：00　土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法

こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます

①検索サイト等で「医療機関等ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部右側の「初めてご利用になる方（アカウント登録）」をクリックしてください。

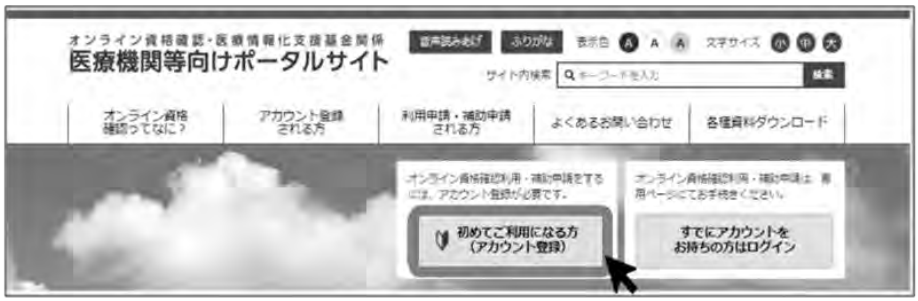

③受信できるメールアドレスを入力し、「仮登録メールを送信する」ボタンをクリックしてください。
仮登録メールが、入力されたメールアドレスあてに送信されます。
送られてきたアカウント登録用URLをクリックし、アカウント情報入力画面を開きます。

④医療機関等情報を入力し、「確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面が表示されますので、お間違えがなければ「上記の内容で確定する」ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスあてに「アカウント登録完了のご案内」が送信されます。これでアカウント登録は完了です。

「医療機関等向けポータルサイト」承継手続き方法

こちらのQRコードから承継手続きができます

①検索サイト等で「医療機関等ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。

③過去にアカウント登録したメールアドレス、パスワードを入力し、ログインをクリックしてください。
なお、メールアドレス等を失念した場合は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-0804583）へご連絡ください。

④「オンライン資格確認関係　保険医療機関等承継届出」をクリックしてください。

⑤承継手続きに必要な情報を入力し、「確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面が表示されますので、お間違えがなければ「上記の内容で確定する」ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスあてに承継届出の受理メールが送信されます。その後、今後の手続きに関するご案内を郵送します。

※承継手続きの詳細、入力例を知りたい場合は、⑤の入力画面から「承継の詳細については⇒こちらをクリック」「入力例を確認される方は⇒こちらをクリック」のリンクをクリックしてご確認ください。